

工事請負契約書

工事名称 _____
工事場所 _____
工期 令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで
(特記事項: _____)

印紙貼付欄

1万円未満: 非課税
1万円以上 100万円以下: 300円
100万円を超え 300万円以下: 1000円
300万円を超え 500万円以下: 2000円

注文者名 _____ 印 TEL _____
代表者 _____ FAX _____
住 所 _____

請負者名 D&Cファシリティーズ 株式会社 印 TEL 045-341-0261
代表者 代表取締役 伊藤 巧 FAX 045-341-0263
住 所 神奈川県横浜市南区吉野町 3-7-4 S I Cビル 3階
担当者名 _____

1. 請負金額

金 _____ 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要 (仕様)	(単価・数量・等)	小計
1.			
備考:		工事価格 (税抜き)	
		取引に係る消費税等	
		合 計 (税込)	

■添付御見積り及び御打ち合わせ内容以外の工事に関しましては別途御見積りさせていただきます。

■請負条件: 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。

また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■添付書類: 工事内容を補足するため次の書類を添付します。

・工事請負契約約款 ・御見積書 ・図面

・その他 (1. _____) (2. _____)

3. 支払方法 契約金 (_____) 金 _____ 円 (税込)
完工金 (_____) 金 _____ 円 (税込)

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

※ この書類は大切に保管してください。

工事請負契約約款

第1条（請負者）

1. 請負者は、この工事の図面、仕様書、約款と、これらに基いて示される詳細図、原寸図と指図によって工事を施工する。
2. 請負者は図面または仕様書について疑を生じたとき、その部分の着手前に注文者の指図をうけ、重要なものは、注文者、請負者協議して定める。
3. 請負者は契約を結んだのち、見積書、工程表をすみやかに注文者に提出してその承認をうける。見積書に誤記、違算または脱漏などがあっても、その請負代金を変えない。

第2条（権利義務の承継等）

1. 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
2. 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第3条（検査・立会）

1. 工事材料のうち、品質の示されていないものがあるときは、中等の品質のものを使う。
2. 材料又は施工について、検査、試験、調査などのために直接必要な費用は請負者の負担とする。
3. 前項の検査試験などで契約に明示されていないものに要する費用又は特別に要する費用は注文者の負担とする。
4. 工事場に搬入した材料又は機器の持出については、請負者は注文者の承認を受ける。

第4条（適合しない施工）

1. 施工について、この契約に適合しない部分があるときは、注文者の指図によって、請負者はその費用を負担してすみやかにこれを改造し、このため工期の延長を求めることはできない。
2. 契約に適合しないものについては、解発に要する費用は請負者の負担とし、契約に適合しているものについては、解発並びにその復旧に関する費用は注文者の負担とする。

第5条（第三者の損害）

1. 施工のため、第三者の生命、身体に災害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、請負者はその処理解決にあたる。但し注文者の責に帰する事由によって生じたときはこの限りではない。
2. 前項に要した費用は請負者の負担として工期は延長しない。但し注文者の責に帰する事由によって生じたときは、その費用は注文者の負担とし、必要によって請負者は工期の延長を求めることができる。

第6条（一般損害の負担）

1. 工事の完成引渡までに契約の目的物又は検査済の工事材料、その他施工一般について生じた損害は請負者の負担とし、そのために工期を延長しない。
2. 前項の損害のうち、次の各号の一のときに生じたものは注文者の負担とし、請負者は必要により工期の延長を求めることができる。
 - 一. 注文者の都合によって、着手期日までに着工できなかったとき又は注文者が工事を繰延若しくは中止したとき。
 - 二. 前金払又は部分払が遅れたため請負者が工事の手待又は中止をしたとき。

第7条（危険負担）

1. 天災その他の自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事中の機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2. 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

第8条（損害保険）

1. 請負者は工事中契約の目的物と工事場に搬入した工事材料に予め火災保険をかける。

第9条（完成・検査・引渡）

1. 請負者は工事が完成したとき、注文者の立会のもとに検査を行う。
2. 検査に合格したとき注文者は検査済証を請負者に渡す。請負者は引渡期日までに契約の目的物を請負者に引渡、同時に注文者は請負者に受領書を渡す。
3. 検査に合格しないとき、請負者は工期内又は注文者の指定する期間内にこれを補修または改造して注文者の検査を受ける。
4. 完成引渡までに請負者は仮設物の取り払いその他後片付けなどの処置を行う。

第10条（請求・支払）

1. 契約書に定めるところにより請負者が部分払の支払を求めるときは、請求書を支払日の5日前に注文者に提出する。
2. 工事完成後、検査に合格したとき、請負者は注文者に請負代金の支払を求め、注文者は契約の目的物の引渡を受けると同時に、請負者に請負代金の支払を完了する。

第11条（瑕疵の担保）

1. 請負者は工事事目的物の瑕疵によって生じた滅失毀損について引渡の日から一年間担保の責を負う。
2. 造作、装飾、家具などについては注文者が引渡をうけるとき若し瑕疵があるときは、ただちに請負者に補修又は取換を求めなければ請負者は責を負わない。但し、かくれた瑕疵については引渡の日から六ヶ月間担保の責を負う。
3. 注文者は瑕疵の補修に代え、又は補修とともに、瑕疵に基く損害賠償を請負者に求めることができる。

第12条（工事の変更）

1. 注文者は必要によって工事を追加若しくは変更し、又は工事を一時中止することができる。
2. 前項のとき請負代金額又は工期を変更する必要があるときは注文者、請負者協議して定める。

第13条（工期の変更）

1. 不可抗力によるか、または正当な理由があるとき、請負者はすみやかにその事由を示して、注文者に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は注文者、請負者協議して定める。

第14条（請負代金の変更）

1. 次の各号にあたる時、注文者、請負者は請負代金の変更を求めることができる。
 - 一. 工期内に材料、役務等の統制額または一般職種別賃金の変更により請負代金が明かに不相当であると認められるとき。
 - 二. 工事が長期にわたる場合、工期内に租税の変更、物価賃金の変動によって請負代金が明かに不相当と認められるとき。
 - 三. 一時中止した工事又は災害をうけた工事を続行する場合、請負代金が明かに不相当と認められるとき。
 - 四. 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、請負代金が明かに不相当と認められるとき。
2. 請負代金を変更するときは、工事の減少部分については見積書により、増加部分については時価によって注文者、請負者協議のうえその金額を定める。

第15条（履行遅延・違約金）

1. 請負者が契約の期間内に、工事の完成引渡しができないで遅延にあるとき、注文者は契約書の定めるところにより遅滞日数一日について請負代金の一万分の四以内の違約金を請求することができる。
2. 引渡期日に請負代金の支払を求めても注文者がその支払を遅滞しているとき、請負者は契約書の定めるところにより、請負代金から前払金額で既に受領した金額を控除した残額について、日歩四銭以内の違約金を注文者に請求することができる。
3. 注文者が前項の遅滞にあるとき、請負者は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。
4. 注文者が遅滞にあるとき、請負者は自己のものと同じの注意をして管理してもなお契約の目的物に損害が生じたときは、その損害は注文者が負担する。
5. 注文者の遅滞ののち、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は注文者の負担とする。
6. 請負者が履行の遅延にあるとき、契約の目的物に生じた損害は請負者の負担とし、天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。

第16条（注文者の解除権）

1. 注文者は工事中必要によって契約を解除することができる。注文者はこれによって生じた損害を賠償する。
2. つぎの各号の一にあるときは、注文者は請負者に工事を中止させるか、又は契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。
 - 一. 正当な事由がなく、請負者が着手期日をすぎても工事に着手しないとき。
 - 二. 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に請負者が工事を完成する見込がないと認められるとき。
 - 三. 第4条第1項の規定に違反したとき、又は予め注文者の書面による承認が無いのに工事の全部又は部分を一括して第三者に委任し、若しくは請負させたとき。
 - 四. 前三号のほか請負者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
 - 五. 請負者が第17条第2項の各号の一に規定する事由が無いのに契約の解除を申し出たとき。
3. 契約を解除したとき工事の出来形部分は注文者の所有とし注文者、請負者協議の上精算する。このとき前払金額に残額があるときは、請負者はその残額について前払金額受領の日から利子をつけてこれを注文者に返す。

第17条（請負者の解除権）

1. 注文者が前払金、部分払の支払を遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払をしないとき請負者は工事の中止をすることができる。
2. つぎの各号の一にあたる時、請負者は契約を解除することができる。
 - 一. 請負者の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二ヶ月に達したとき。
 - 二. 注文者が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき。
 - 三. 注文者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。
 - 四. 注文者が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
3. 第2項のとき、請負者は注文者に損害の賠償を請求することができる。
4. 第2項による契約解除のときは、前条第3項の規定を準用する。但し利子についてはこの限りではない。

第18条（契約に関する紛争の解決）

1. この約款の各事項において注文者、請負者協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、注文者又は注文者は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。
2. 注文者及び請負者は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第19条（情報通信の技術を利用する方法）

1. この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、同意及び承認は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第20条（補足）

1. この契約書に定めていない事項については、必要に応じて注文者、請負者協議のうえ定める。

《特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書》

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

（注）「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引。

I 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア) お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引

② 記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文主)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

① 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

② 契約の解除があった場合に、既に商品の引き渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③ 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤ すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

※尚、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能になる場合があります。